

# 定 款

令和元年6月12日改正



全日本プラスチックリサイクル工業会

# 全日本プラスチックリサイクル工業会定款

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は、会員の相互扶助の精神に基づき、会員のために必要な事業を行い、もって会員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、全日本プラスチックリサイクル工業会と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 1. 本会は、事務所を会長の所在地の都府県内に置く。(但し、会計が付いて回る為、銀行通帳を作る時、銀行が所在地と名義人を明確にしないと通帳が出来ない場合があります。その時は住所と名義人追加可能とする。)

2. 必要により支部を設けることができる。

(規 約)

第 4 条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は規約で定める。

## 第 2 章 事 業

(事 業)

第 5 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会員の事業に関する経営及技術の改善向上又は事業に関する知識の普及を図るための情報の提供。

(2) 前号の事業に附帯する事業。

## 第 3 章 会 員

(会員たる資格)

第 6 条 本会の会員たる資格を有する者、プラスチックの再生加工及びその製品の取扱いを業とする事業者(経営者・事業主)をもって組織された団体とする。

(加 入)

- 第7条 1. 会員たる資格を有する者は、本会の承諾を得て本会に加入することができる。
2. 本会は、加入の申込みがあったときは、常任理事会においてその諾否を決定する。

(加 入 金)

- 第8条 1. 前条第1項の承諾を得た者から加入金を徴収することができる。
2. 加入金の額は、総会において定める。

(自由脱退)

- 第9条 1. 会員はあらかじめ本会に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱退することができる。
2. 前項の通知は、事業年度の末日の9日前までにその旨を記載した書面でしなければならない。

(除 名)

- 第10条 本会は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までにその会員に対し、その旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。
- (1) 会費の払込み、経費の支払いその他本会に対する義務を怠った会員。
  - (2) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとした会員。
  - (3) 本会の事業の利用について不正の行為をした会員。
  - (4) 犯罪その他信用を失う行為をした会員。

(使用料又は手数料)

- 第11条 1. 本会は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。
2. 前項の使用料又は手数料の額は、規約で定める額を限度として、常任理事会で定める。

(経費の賦課)

- 第12条 1. 本会は、その行う事業の費用(使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く)に充てるため会員に経費を賦課することができる。
2. 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(届 出)

第13条 会員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本会に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称又は事業を行う場所を変更したとき。
- (2) 事業の全部を休止し、若しくは廃止したとき。

#### 第 4 章 役員、顧問及び相談役

(役員の数)

第14条 役員の数、次のとおりとする。

- |          |            |
|----------|------------|
| (1) 常任理事 | 10人以上20人以内 |
| (2) 理 事  | 20人以上30人以内 |
| (3) 監 事  | 1人又は2人     |

(役員任期)

第15条 1. 役員任期は、次のとおりとする。

- |          |    |
|----------|----|
| (1) 常任理事 | 2年 |
| (2) 理 事  | 2年 |
| (3) 監 事  | 2年 |

2. 補欠のため選挙された役員任期は、現任者の残任期間とする。
3. 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選挙された役員が就任するまでなお役員職務を行う。

(会長、副会長及び専務理事)

- 第16条 1. 常任理事のうち1人を会長、3人以下を副会長、1人を専務理事とし常任理事会において選任する。
2. 会長は、本会を代表し、本会の業務を執行する。
  3. 副会長は、会長を補佐し、会長が事故又は欠員のときは、あらかじめ常任理事会において定めた順位にしたがいその職務を代理し又は代行する。
  4. 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本会の常務を執行し、会長及び副会長がともに事故又は欠員のときは、その職務を代理し又は代行する。
  5. 会長、副会長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、常任理事会において、常任理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。

(理 事)

第17条 理事は、総会に出席して議事の議決を行う。

(監事の職務)

- 第18条 1. 監事は、何時でも会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は常任理事に対し、会計に関する報告を求めることができる。
2. 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の実義務)

- 第19条 常任理事、理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

- 第20条 1. 役員は、総会において選挙する。
2. 役員選挙は、指名推選の方法によって行う。
3. 被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
4. 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会に諮り、出席者の3分の2の同意があった者を当選人とする。

(役員報酬)

- 第21条 役員に対する報酬は、総会において定める。

(顧問及び相談役)

- 第22条 1. 本会に顧問及び相談役を置くことができる。
2. 顧問は、学識経験のある者のうちから、相談役は、本会に功労のあった者もうちから常任理事会の議決を経て会長が委嘱する。

## 第5章 総会及び常任理事会

(総会招集)

- 第23条 1. 本会は、通常総会及び臨時総会とする。
2. 通常総会は、毎事業年度終了後2月以内に臨時総会は必要があるときは何時でも、常任理事会の議決を経て、会長が召集する。
3. 総会は、常任理事及び理事をもって構成する。

(総会議事)

- 第24条 総会議事は、常任理事及び理事の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会議長)

- 第25条 総会議長は、総会ごとに出席した常任理事及び理事のうちから選任する。

(緊急議案)

第26条 総会においては、出席した常任理事及び理事の3分の2以上の同意を得たときに限り、第23条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外についても議決することができる。

(総会の議決事項)

第27条 総会においては、定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 定款の変更
2. 事業計画
3. 予算及び決算
4. その他常任理事会で必要と認める事項

(総会の議事案)

第28条 総会の議事録は、議長及び出席した常任理事が作成しこれに署名するものとする。

(常任理事会の招集)

第29条 1. 常任理事会は、会長が招集する。  
2. 常任理事は、必要があると認めるときは、何時でも、会長に対し常任理事会を招集すべきことを請求することができる。

(常任理事会招集の手続)

第30条 常任理事会の招集は、会日の7日前までに日時及び場所を各常任理事に通知してするものとする。

(常任理事会の議事)

第31条 常任理事会の議事は、常任理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(常任理事会の議長及び議事録)

第32条 1. 常任理事会においては、会長が議長となる。  
2. 常任理事会の議事録については、第28条の規定を準用する。

(委員会)

第33条 本会は、その事業の執行に関し、常任理事会の諮問期間として委員会を置くことができる。

## 第 6 章 会 計

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終るものとする。

第 7 章 附 則

(附 則)

第 35 条 第 14 条に規定する役員の定数並に算出基準は、別表 1 及び別表 2 による。

(施行期日)

第 36 条 この定款は、平成 54 年 6 月 13 日改正施行する。

追記 平成 16 年 6 月 22 日 一部改正

平成 28 年 5 月 15 日 一部改正

平成 30 年 6 月 12 日 一部改正 (日本有効 脱退)

令和元年 6 月 12 日 一部改正 (16 条変更)

2 人副会長を 3 人以下副会長に変更

第 3 条. 第 14 条. 第 35 条 別表 1. 別表 2

別表 1. (役員定数)

令和元年 6 月 12 日現在

地区別	会員数	常任理事	理事	監事	合計
関東	53 社	4 名	6 名		10 名
東日本	24 社	3 名	5 名		8 名
愛知	31 社	3 名	5 名		8 名
北陸	4 社	2 名	0 名	(1) 名	2 名
京滋	9 社	2 名	3 名		5 名
関西	15 社	2 名	3 名		5 名
九州	10 社	2 名	3 名	(1) 名	5 名
個人	3 社				
合計	149 社	18 名	25 名	(2) 名	43 名

別表 2 (算出基準)

	定数	常任理事	理事
会員 20 名未満	5 名	2 名	3 名
〃 20 名以上 40 名未満	8 名	3 名	5 名
〃 40 名以上 60 名未満	10 名	4 名	6 名
〃 60 名以上	12 名	4 名	8 名